

岩手県教育委員会告示第5号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形文化財を指定する。

平成29年11月14日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

指定番号	種別	名称	員数	所有者
有第261号	彫刻	木造不動明王立像	1 軀	一関市千厩町千厩字宮敷89番地 宗教法人大光寺
有第262号	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	一関市藤沢町保呂羽字宇和田18番地 宗教法人時宗長徳寺